

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成23年  
5月6日  
(金曜日)

## 目次

告示

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(情報企画課)……………一

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………一

特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定の解除(環境政策課)……………四

保安林指定の解除(長門市)(森林整備課)……………四

保安林指定(萩市)(森林整備課)……………四

宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………五

公告

一般競争入札の実施(情報企画課)……………五

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………七

公共測量の実施(監理課)……………七

## 山口県告示第二百二号



県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月六日

山口県知事 二井 関成

二中「税務電算システム運用管理業務」の下に、「人事給与福利厚生システム運用管理業務」を加える。

## 山口県告示第二百三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年五月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年五月六日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 武田薬品工業株式会社

住 所 大阪市中央区道修町四丁目一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 武田薬品工業株式会社光工場

所在地 光市大字光井四七二〇番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 一日当た りの使用 時間 季節的変 動の概要
四七一口	( $m^3/時$ ) 〇・五	平成二三、 五、二七	平成二三、 一〇、三〇	平成二三、 一、一	断 続 八時間 変動なし
"	( $m^3/時$ ) 〇・四	平成二三、 一〇、一	平成二三、 一、三〇	平成二四、 四、一	"
"	( $m^3/日$ ) 七・二	平成二三、 九、一五	平成二四、 一四、一五	平成二四、 一、一六	連 続 四時間
"	"	平成二四、 一、一	平成二五、 一、三二	平成二五、 一、一	"
"	( $m^3/時$ ) 〇・〇四	平成二三、 一〇、一	平成二三、 一、三〇	平成二四、 一、一	断 続 二時間

種 類	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)		室 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )			
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大		
"	七・四	七	八三	八三	"	"	一〇四	一〇四	二六	二六	〇・三	〇・三
"	"	七	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	六・五	四、〇〇〇	四、〇〇〇	"	"	四〇〇	四〇〇	一五	一五	七・二	七・二
"	七・四	六・五	八一四	八一四	検出せず	検出せず	一〇三	一〇三	二六	二六	〇・七	〇・七
四七一口	七	九・六	一、一〇〇	一、三〇〇	三	五	〇・五	一	〇・〇三	〇・〇五	〇・二	〇・五

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
"	"	八一四	"	〇・五	"
"	"	八一四	"	一	"
四七一ホ	九・〇〇〇 (m <sup>3</sup> /時)	一〇・三〇	二四時間	"	"
"	"	八一四	"	〇・〇三	"
"	"	八一四	"	〇・〇五	"
四七一八	〇・五 (m <sup>3</sup> /時)	一〇・三〇	八時間	"	"
"	"	八一四	"	〇・〇三	"
四七一八 (二基)	"	八一四	"	〇・〇五	"
四七一八 (八基)	"	八一四	"	〇・〇五	"

備考 「四七一口」、「四七一八」及び「四七一ホ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

クラリアファイヤー	種	種	項目	汚水		等		の		汚染		状態		の		値	
	類	目	処理前	通	水素イオン濃度 (水素指数)	常	化学的酸素要求量 (mg/l)	通	浮遊物質量 (mg/l)	最	鉍油類 (mg/l)	室	最	素	通	燃	汚水等の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
				六	五・五	二六	五一	四〇	一〇〇	検出せず	六〇	八八	五・五四	八・七八	一六〇六四	一六・七二五	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

接触ばっ気処理施設	機械ばっ気処理施設	クラリアファイヤー (二基)	種	種	構造	能	処理の方式	使用時間	一日当たりの概	季節的変動の要	年	年	使用開始予定
"	"	製鉄筋コンクリート	類	類		(m <sup>3</sup> /日)力	間	間	の	概	工	工	日
"	"						連続	二四時間	二四時間	変動なし	(既)	(設)	

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。	"	"	四七-ホ	"	"	四七-ハ	"	"	四七-ハ (二基)	四七-ハ (八基)
		"	七	一〇	"	"	"	"	"	"	七
		"	八・五	六・五	二・九	"	八・五	六・五	九・六	六・五	八・五
		"	五	一〇	三〇	九	三〇	九	三〇	三	四〇〇〇
		"	五	二	三〇	九	三〇	五	三	三	四〇〇〇
		"	検出せず	一〇〇	"	九	検出せず	"	"	"	"
		"	検出せず	二〇〇	"	五	検出せず	"	"	"	"
		"	〇・三	〇・五	九	四	〇・五	〇・三	"	"	四〇〇
		"	〇・五	一	九	四	一	〇・五	"	"	四〇〇
		"	"	"	"	"	〇・〇三	三・二九	"	"	一五
		"	"	"	"	"	〇・〇五	三・二九	"	"	一五
		"	二	〇・六	"	八	〇・二	一	"	"	四・八
		"	二	〇・八	"	八	〇・五	一	"	"	四・八

接 触 ば っ 気 処 理 施 設	機 械 ば っ 気 処 理 施 設		( 二 基 )	
	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前
"	"	"	八	"
"	"	"	九、七	"
一七八	八八九	一七八	八八九	二五
二〇四	一、〇一八	二〇四	一、〇一八	四八
二〇	一、〇〇〇	二〇	一、〇〇〇	二〇
四〇	二、五〇〇	四〇	二、五〇〇	三〇
"	"	"	"	"
二三二	三五五	二三二	三五五	"
二八六	四四〇	二八六	四四〇	"
七・七	一一・九	七・七	一一・九	"
九・一	一四	九・一	一四	"
"	"	"	四五二	"
"	"	"	四八一	"

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 質 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常	最 大	
七・九	七・五	八・五	七九、四五四
七	二四	二・八	八九、九〇二

山口県告示第二百四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示（平成二十二年山口県告示第三百四十七号）により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十三年五月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域  
光市大字光井字武田四七二〇の一部
- 二 特定有害物質の名称  
シアン化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

山口県告示第二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十三年五月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
長門市深川湯本字三谷三二一の一（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保

安林を次のように指定する。

平成二十三年五月六日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

萩市大字須佐字長ヶ谷一一一から一一三まで、字鯖ヶ谷一二二の一、字田ノ谷三八三から三八五まで、三三三三三、三三三六四、字上長谷三三五九の一、三三三六一、字サバガ谷三三六四の一、川上字柳ヶ谷三三九六二の三、三三九六二の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年五月六日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

宇部・阿知須公共下水道組合

二 都市計画事業の種類及び名称

宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道事業宇部市、阿知須町公共下水道

三 事業施行期間

平成三年八月二日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

山口市阿知須並びに宇部市大字東岐波及び大字西岐波



(一四四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十三年五月六日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

人事給与福利厚生システム運用管理業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

平成二十三年七月一日から平成二十六年六月三十日までの間

(四) 履行場所

山口県地域振興部情報企画課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十

- 三年山口県告示第七十六号)に基づき資格審査において、システムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 消費税及び県税を滞納していないこと。
- (五) 平成二十三年五月六日から同年六月十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (六) 平成十三年四月一日から平成二十三年五月六日までの間に、国、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の委託を受けて一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績(施行中であるものを含む。)を有していること。
- 三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県地域振興部情報企画課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限  
(一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所  
山口県地域振興部情報企画課
- (三) 受領期限  
平成二十三年六月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十三年六月十七日午前十一時)
- 六 入札を執行する場所及び日時  
(一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課研修室
- (二) 日時  
平成二十三年六月十七日午前十一時
- 七 入札保証金  
免除する。
- 八 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他  
(一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十三年五月十九日午後五時十五分までに山口県地域振興部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十三年六月二日までに発送する。
  - 1 入札参加資格確認申請書
  - 2 納税証明書
  - 3 一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績について記載した書類
- (五) 契約保証金  
免除する。
- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県地域振興部情報企画課(電話〇八三一九三三二一八六〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary  
(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government  
(2) Nature of the service to be required: Operation and maintenance of personnel affairs, salary and welfare program system  
(3) Term of the contract: From July 1, 2011 to June 30, 2014

- (4) Delivery place: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2860)
- (6) Time-limit for tender: 5: 15 P.M., June 16, 2011 (In case of bringing a tender: 11: 00 A.M., June 17, 2011)

(一四五) 土地改良事業の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十三年五月六日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営萩往還地区広域営農団地農道整備事業

二 工事完了の時期

平成二十三年三月二十八日

一 事業の名称

県営受堤地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成二十三年三月二十九日

(一四六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十三年五月六日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

下松市

三 作業の期間

平成二十三年四月一日から同年十一月二十日まで

平成二十三年五月六日印刷  
発行

発行所  
行人

山口県知事  
山田 隆